

b. 上記の「等」のような定期的なフォローを行う会議は、地域協議会に位置づけなければならないのか。

守秘義務が課せられるという観点からは、地域協議会の一部の会議と位置づけられることが望ましい。

c. 地域協議会未設置区市町村においても、3ヶ月に1度のフォローが原則となるのか。【調整機関業務】

未設置の区市町村については、まずは、協議会を設置していただくことが重要と考えるが、未設置の区市町村の場合であっても、定期的なフォローは重要であり、地域の実情に応じ、実施機関を定めて実施することが適当である。

d. 調整機関が作成する「進行管理台帳」について、児相送致したケースの取り扱いはどうするのか。

進行管理台帳の作成目的は、市町村が、虐待対応が進行中の住民たる児童すべてについて、その状況をフォローすることにあることから、児童相談所に送致したケースについても、ケースの主担当が児童相談所ということで掲載する。

e. 進行管理台帳の「相談受理日」欄には、どの日付記入するのか。

調整機関においてケースの進行管理を的確に行うといった観点から、当該ケースの相談を最初に受けた児童相談窓口（児童相談所、市町村にかかわらず）の受理日を記入する。

一時保護施設等緊急整備計画の策定について

児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護が増加してきており、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られるほか、幼児と中高生あるいは被虐待児と非行児を同一環境でケアするような事態が生じている。

このような定員不足状態は早急に改善する必要があり、そのため定員不足等の状態にある一時保護施設を有する自治体に対して、平成18年度補正予算における定員不足解消のための施設整備の活用も含め、遅くとも平成21年度までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」の策定を求めるものとする。

1. 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

前年1月～12月の入所率が高いために、保護児童数が定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体

2. 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

(1) 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の取扱いに関し、優先的に取扱う。

(2) 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める（「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について（交付要綱）」の第7に基づく特例措置）

児童養護施設等において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。（児童保護費等負担金（入所施設措置費））

(3) 定員を超える日数が60日以上（1月～12月実績）の一時保護施設を有する自治体については、下記の①施設整備補助、②事業費補助について、緊急整備計画の策定を条件とする

- ① 一時保護施設整備の補助（ハード交付金）
- ② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」「24時間・365日体制強化事業」の2事業

3. 緊急整備計画の策定・提出期限

平成19年6月末日

市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合
100%	16 (34.1%)
80%～99%	15 (31.9%)
60%～79%	15 (31.9%)
40%～59%	1 (2.1%)
20%～39%	0 (0.0%)
0%～19%	0 (0.0%)

	平成19年3月31日 現在（見込み）	平成18年4月1日 現在
北海道	86.1%	83.9%
青森県	69.8%	37.5%
岩手県	100.0%	60.0%
宮城県	97.2%	86.1%
秋田県	64.0%	32.0%
山形県	100.0%	100.0%
福島県	75.0%	26.2%
茨城県	90.9%	56.8%
栃木県	96.8%	54.5%
群馬県	68.4%	56.4%
埼玉県	100.0%	95.8%
千葉県	100.0%	73.2%
東京都	77.4%	69.4%
神奈川県	100.0%	100.0%
新潟県	68.6%	60.0%
富山県	86.7%	86.7%
石川県	100.0%	84.2%
福井県	100.0%	100.0%
山梨県	96.4%	75.9%
長野県	64.2%	40.7%
岐阜県	100.0%	100.0%
静岡県	95.2%	92.9%
愛知県	100.0%	87.3%
三重県	100.0%	62.1%

	平成19年3月31日 現在（見込み）	平成18年4月1日 現在
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	76.9%	57.1%
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	100.0%	85.4%
奈良県	64.1%	59.0%
和歌山県	73.3%	60.0%
鳥取県	94.7%	84.2%
島根県	100.0%	81.0%
岡山県	92.0%	65.5%
広島県	100.0%	65.2%
山口県	81.8%	77.3%
徳島県	95.8%	91.7%
香川県	88.2%	76.5%
愛媛県	90.0%	40.0%
高知県	65.7%	54.3%
福岡県	58.5%	39.1%
佐賀県	65.2%	52.2%
長崎県	91.3%	60.9%
熊本県	95.8%	77.1%
大分県	100.0%	72.2%
宮崎県	67.7%	45.2%
鹿児島県	63.3%	49.0%
沖縄県	65.9%	43.9%
全国	85.1%	69.0%

平成19年度における児童相談所職員等を対象とした研修予定

研修会	主催者	日程	場所
児童相談所長研修 (前期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月16日～18日(2泊3日)	横浜市
児童相談所・情緒障害 児短期治療施設・医療 機関等医師専門研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月29日～30日(1泊2日)	横浜市
児童相談所児童福祉 司・児童心理司等合同 研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月3日～6日(3泊4日)	横浜市
児童虐待対応等基礎研 修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月26日～27日(1泊2日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	8月30日～31日(1泊2日)	福島市
地域虐待対応等合同研 修(アドバンスコース) ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月5日～7日(2泊3日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月20日～9月21日(1泊2日)	長野県松本市
全国児童相談所児童心 理司研修会	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 03-5253-1111(内:7829)	9月26日～28日(2泊3日)	東京都港区
児童相談所中堅児童福 祉司研修	国立保健医療科学院 総務部教務課 048-458-6116	10月10日～12日(2泊3日)	埼玉県和光市
児童相談所長研修 (後期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	10月16日～18日(2泊3日)	横浜市
家庭児童相談員等中央 研修会	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 03-5253-1111(内:7829)	10月29日～31日(2泊3日)	神奈川県 横須賀市
治療機関・施設専門研 修(児童相談所・情緒障 害児短期治療施設・小 児精神科医療施設等)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月6日～9日(3泊4日)	横浜市
公開講座	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月9日(1日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月21日～22日(1泊2日)	奈良市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月6日～7日(1泊2日)	山口市
テーマ別研修(性的虐 待) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月19日～12月21日(2泊3日)	横浜市
里親対応関係機関職員 研修	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	平成20年1月16日～18日(2泊3日)	さいたま市
児童相談所スーパーバ イザー研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	1月29日～2月1日(3泊4日)	横浜市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第1グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	2月6日～2月8日(2泊3日)	さいたま市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第2グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	2月18日～20日(2泊3日)	さいたま市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	2月28日～29日(1泊2日)	長崎市
テーマ別研修(児童虐待 と少年非行) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	3月17日～19日(2泊3日)	横浜市

※ 都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員
 ※※ この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者